

【芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会資料】

**障がい者差別解消に関する理解促進・啓発の取り組み例**

- 1 パンフレット・リーフレット・ハンドブック等の作成（東京都他）  
別紙のとおり
- 2 事例（合理的配慮・障がいを理由とする差別）収集及び周知（東京都他）  
別紙のとおり
- 3 啓発動画作成（東京都）
- 4 パネル・ポスターの募集・作成（東京都）  
1の資料を元にポスターを作成し、関係機関・事業所等に配布・掲示
- 5 出前研修（東京都）

**6 職員・市民研修（東京都）**

≪明石市の取組み（HPより抜粋）≫

**① 市職員を対象とした研修**

○職員対応要領研修

内容：障害者差別解消法と職員対応要領策定の背景と考え方、市民対応のロールプレイ等。

○ユニバーサルマナー研修

意識のバリアフリーの実現のために、多様性を理解し、障害者等への対応マナーを身につけ、障害者への「合理的な配慮」に向けた市職員としての対応スキル向上を図る。

内容：障害者の「障害」に関する定義と基礎知識や、無関心と過剰にならないための向き合い方など。

**② 市民、事業者への周知・啓発の取組**

○市民タウンミーティングの開催

障害のある市民とない市民がともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、条例の考え方等を共有し意見交換を行い、交流を深める。

内容：障害当事者や家族、支援者と障害のない市民が、感じていることや必要な配慮、市の取組み等について意見交換を行う。

○事業者団体への周知

障害者配慮条例の啓発用パンフレットにおいて、障害種別ごとに必要な配慮を掲載。

明石市医師会、明石商工会議所、明石食品衛生協会、兵庫県宅地建物取引業協会明石支部、明石観光協会、明石理美容士会、明石旅館ホテル組合、明石飲食業組合、明石タクシー協会にパンフレットの配布と説明。

市ホームページにもパンフレット内容を掲載。

## 7 合理的配慮提供促進に関する公的助成制度（明石市・西宮市他）

参考：《西宮市の取組み（HP より抜粋）》

### 合理的配慮とは？

障害のある人が障害のない人と同じように社会参加できるよう、無理のない調整を行うこと。例えば、お店の入り口に段差があると、車椅子に乗っている人は入ることができないが、スロープを設置すれば入ることができる。また、喫茶店でメニューを選ぶ際、視覚障害のある人には点字メニュー、聴覚障害のある人には筆談ボードが用意されていれば意思疎通がスムーズになる。

令和元年 10 月 1 日より、西宮市は障害のある人の社会参加を進めるため、事業者が合理的配慮の提供を行ったとき、その費用を助成する。

### 制度を利用できる団体

西宮市内に事業所を置く民間事業者

### 助成の対象となるもの

内容	上限額	補助率
<b>コミュニケーションツールの作成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点字メニュー</li> <li>・コミュニケーション支援ボード</li> <li>・音声コードを用いたチラシ など</li> </ul>	5 万円	50/100
<b>物品の購入</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筆談ボード</li> <li>・音声拡張器</li> <li>・折りたたみ式スロープ など</li> </ul>	10 万円	
<b>改修工事の施工</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易スロープ</li> <li>・手すり</li> <li>・多機能トイレ など</li> </ul>	20 万円	

※ただし、不特定多数の人のために使用することが条件

従業員のみが使用する場合は、対象外

例 5,000 円の筆談ボードを購入する場合

→ 5,000 円の 50/100 である 2,500 円が市から助成される。